

指定管理者制度の運用に関する指針

平成 21 年 3 月

(令和 7 年 4 月改定)

名 古 屋 市

はじめに

行政運営にあたって、常に組織及び運営の合理化につとめ、最少の経費で最大の効果を挙げることは、地方自治法に定められた地方公共団体の責務です。

今後、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化、IoT や AI などをもたらす技術革新の進展など、急激な社会経済情勢の変化を迎えるのにあたって、本市が、持続可能な行政運営を行っていくためには、時代の変化を的確に捉え、継続的に行政改革に取り組んでいく必要があります。

行政改革の取り組みを進めるにあたっては、重視する視点の一つとして官民の適切な役割分担を掲げており、公の施設においても、サービスの提供主体として民間活力を積極的に導入し、より効率的・効果的な管理運営を図ることとしております。

公の施設については、平成 15 年度に指定管理者制度が創設され、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定されていた施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業、市民グループなど法人その他の団体が包括的に代行できるようになりました。本市においても、平成 16 年度以降、順次、指定管理者制度の導入を進め、現在、590 施設を超える公の施設において本制度を活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減など、一定の効果が確認されています。

一方、本制度を各所管局が運用するにあたって、災害や事故などが発生した場合の対応をはじめ、施設サービスの安定性・継続性を確保するための対策を講ずる必要があります。また、本制度の趣旨である民間の参入機会の拡大を図るために、指定管理者の選定や管理運営における公正性、透明性について、共通のルールを定める必要があります。

このようなことから、より適切な制度の運用を図るため、制度全般を網羅した統一的な指針として、「指定管理者制度の運用に関する指針」を定めております。

本指針については、所管局において指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして活用するとともに、市の基本的な考え方、標準的な手続き等を市民、事業者へ発信することにより、公の施設において民間のノウハウを最大限活用し、効率的・効果的な管理・運営を図っていきます。

目 次

1	指定管理者制度の趣旨、本市の現状	
(1)	趣旨	1
(2)	本市における指定管理者制度の現状	1
2	指針について	
(1)	作成の背景	2
(2)	指針の目的	2
(3)	指針の位置づけ	2
(4)	指針の構成	3
(5)	指針の基本的な視点	3
3	指定管理者制度の運用における手続きの流れ	5
4	指定管理者制度の導入に関するガイドライン	6
5	指定管理者制度運用上の手引き	
(1)	導入方針の決定	10
(2)	条例の整備	14
(3)	管理運営方法の決定	15
(4)	市と指定管理者の責任分担	17
(5)	募集手続き	19
(6)	選定手続き	24
(7)	指定手続き	28
(8)	協定の締結	29
(9)	適切な管理運営の確保	34
(10)	指定の取消し等	44
(11)	団体における変更等への対応	46
(12)	暴力団関係事業者の排除	47
(13)	暴力団の施設利用における措置	48
6	参考（指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱い）	47
	（資料編）指定管理者制度に関する法律・通知等・条例	49

1 指定管理者制度の趣旨、本市の現状

(1) 趣旨

平成 15 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 81 号)の施行により、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る(平成 15 年 7 月 17 日付 総行行第 87 号 総務省自治行政局長通知)」ことを趣旨とする、指定管理者制度が創設された。

指定管理者制度の創設により、指定管理者に施設の使用許可を含めた包括的な管理運営を任せることができるようになった。また、従来の管理委託制度においては、受託主体は地方公共団体の出資法人、いわゆる「外郭団体」等に限られていたが、この制度が創設されたことにより、民間事業者を含めた多様な管理運営主体の選定が可能になった。

この制度の創設を受けて、公の施設の管理運営において競争原理を働かせることにより、民間事業者を含めた多様な管理運営主体の能力やノウハウを最大限に活用し、より一層充実したサービスを効率的に提供していくことが地方公共団体に求められている。

なお、指定管理者制度の具体的な運用に関しては、詳細な手続きや基準その他の内容について法令等を通じて国が関与して画一化することは控えることとされ、地方公共団体の条例等に基づく運用に委ねられている。

(2) 本市における指定管理者制度の現状

本市では、平成 16 年度以降、指定管理者制度の導入を順次進めており、令和 5 年 4 月 1 日時点で、592 施設で導入している。

指定管理者の選定にあたっては、施設所管局ごとに選定委員会を設置し、原則公募による競争原理のなかで、最適な団体を選定することとしており、現在、7 割以上の施設において、民間企業や地域団体等が参入している。

2 指針について

(1) 作成の背景

ア 指定管理者制度の運用に伴う課題への対応

施設における災害・事故発生時の対応や、日常的な点検の徹底を始めとする施設の安心・安全の確保など、指定管理者制度を運用する中で、さまざまな課題が顕在化しており、対応策を講じる必要がある。

イ 指定管理者に起因するリスクへの対応

指定管理者の経営破たんなど、指定管理者そのものに起因するリスクも想定されることから、あらかじめ対応策や手続きを講じておく必要がある。

以上から、制度全般を網羅した統一的な指針として、平成 22 年度の指定管理者の一斉更新（選定は平成 21 年度）に向けて、ア及びイを含む、新たな指針を平成 21 年 3 月に作成した。

なお、指針策定以後の指定管理者制度を取り巻く状況の変化や、他都市の制度運用等を踏まえ、制度運用に伴う課題への対応や、透明性、公正性の向上等のため、改定を行っている。

(2) 指針の目的

この指針は、指定管理者制度を運用するにあたっての市の基本的な考え方、標準的な手続き等を定めることにより、より適切な制度の運用を図り、さらなる市民サービスの向上をめざすことを目的とするものである。

指針の作成にあたっては、各局室における制度の運用状況や、議会からの意見・要望等を十分に斟酌した上で、具体的な課題や対応策等について全庁的な議論を行った。

(3) 指針の位置づけ

ア この指針は、指定管理者の募集手続きや選定方法等を定めた「指定管理者の指定に関する指針」（平成17年6月作成）を全面改定し、制度全般を網羅した統一的な指針としてとりまとめたものであり、各局室が制度を運用する際に遵守すべきルールとして活用するものとする。ただし、この指針が定める事項のうち、個々の施設ごとに設定することが適当と考えられる事項については、この指針の趣旨を踏まえた上、弾力的に運用することができるものとする。

イ 指定管理者制度を運用する中で、新たな課題への対応が必要となる場合には、速やかに対応策を講じるとともに、適宜、指針の改定を行うものとする。

（４）指針の構成

この指針は、「指定管理者制度の運用における手続きの流れ」、「指定管理者制度の導入に関するガイドライン」及び「指定管理者制度運用上の手引き」により構成される。

「指定管理者制度の運用における手続きの流れ」においては、指定管理者制度導入の決定から協定の締結、指定管理者による管理運営、点検・評価を経て、次の選定に至るまでの一連の手続きを俯瞰するものとして、全体フロー図を示している。

「指定管理者制度の導入に関するガイドライン」においては、指定管理者制度を導入するかどうかについての判断基準として、ガイドライン（基本的な考え方及び点検方法）を示している。

「指定管理者制度運用上の手引き」においては、指定管理者制度の導入決定後、具体的な手続きを進めていく上での共通取扱事項を示している。

（５）指針の基本的な視点

指定管理者制度の運用にあたっては、以下の５つの視点に基づいて進めるものとする。

ア 市民サービス向上と経費節減

民間事業者を含めた多様な主体による競争原理の中で、指定管理者制度を活用し、効果的・効率的な施設運営に取り組むことにより、より低コストで、質の高い市民サービスの実現をめざす。

イ サービスの質の確保

効率性を重視するあまり、サービス水準の低下を招くことや、公平性・安全性という公の施設としての重要な要素が疎かになることがないように、適切かつ確実なサービスの提供に努める。

ウ 公正性・透明性の確保

指定管理者制度は、原則公募による競争原理の中で最適な団体を選定し、当該団体に一定期間独占的にサービス提供を行わせるものであることから、制度の運用にあたっては、公正性・透明性の確保に十分留意した上で、市民への説明責任を果たす。

エ サービス提供における安心・安全の確保

利用者がいつでも安心して施設を利用できるように、施設内の安心・安全

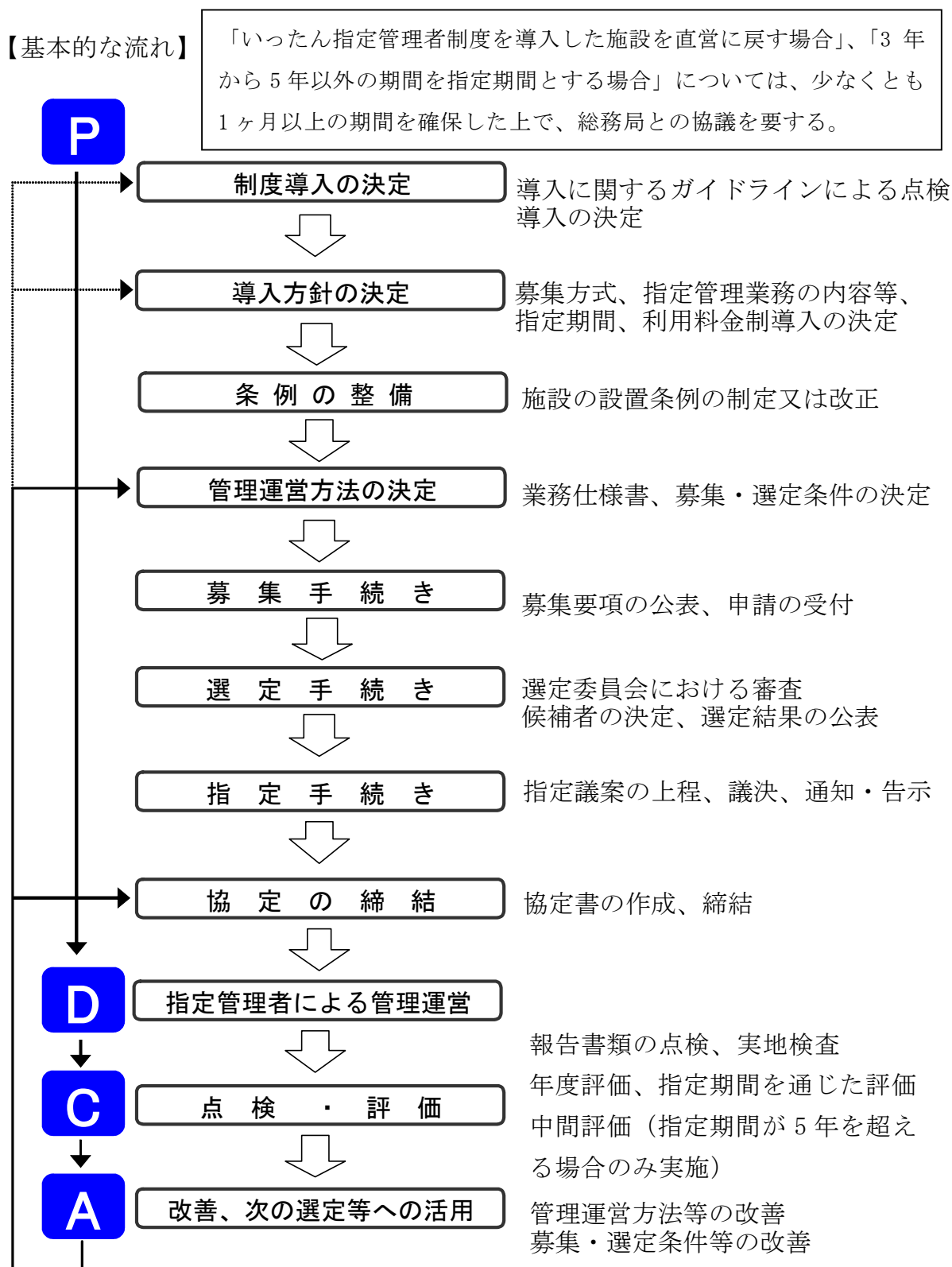
の確保に努めるとともに、想定されるさまざまなリスクに対してもあらかじめ対応策を講じる。

オ 指定管理者がノウハウ・能力を最大限に発揮できる環境の確保

指定管理者制度の運用にあたっては、指定管理者が取組意欲を高め、自主性や創造性を十分に発揮できるようにするなど、そのノウハウや能力が最大限発揮される環境を整える。

3 指定管理者制度の運用における手続きの流れ

指定管理者制度の運用にあたっては、PDCA サイクル(Plan：制度導入の決定～協定の締結、Do：指定管理者による管理運営、Check：点検・評価、Action：改善、次の選定等への活用)を着実に推進する。



4 指定管理者制度の導入に関するガイドライン

(1) 経緯

本市では、指定管理者制度の創設を受け、施設のより効果的・効率的な管理運営という観点から、従来管理委託により管理運営を行っていた施設については原則指定管理者制度を導入することとした。また、市が直営により管理運営を行っていた施設については、「公的関与のあり方に関する点検指針」（平成15年3月作成。以下、「点検指針」という。）の考え方を踏まえ、指定管理者制度の導入に適した施設と判断される場合には導入を進めることとしてきた。

点検指針の考え方や平成19年度に行った公の施設に関する行政評価の結果等を踏まえながら、指定管理者制度を導入するかどうかについての判断基準として、ガイドラインを定めることとした。

(2) 基本的な考え方

指定管理者制度の導入については、点検指針の考え方を踏まえ、「代替性」、「行政責任の確保」、「導入効果（サービス・経費の比較）」などを総合的に勘案した上で判断するものとする。なお、市が直営により管理運営を行う場合は、公正性・透明性確保の観点から、その理由を公表するものとする。また、いったん指定管理者制度を導入した施設を直営に戻す際には、事前に総務局と協議を行うこととする。

(3) 点検方法

ア 施設の構造・特性・設置状況等を勘案し、全市共通の項目である「共通項目」及び施設所管局が独自に設定する「個別項目」に基づき、当該施設が指定管理者制度の導入に適した施設か否かを判断する。

(ア) 共通項目

施設の構造・特性・設置状況等を踏まえ、「代替性」及び「行政責任の確保」の視点に基づき、当該施設が指定管理者制度の導入に適した施設か否かを判断する。各項目に該当するか否かの判断は、施設所管局が行うものとし、制度を導入する場合については、総務局との協議を要しない。

a 代替性

以下の①に該当する場合は、市以外に管理運営を行う団体が存在するとみなし、bの検証を行うものとする。一方、該当しない場合は、原則として市が直営により管理運営を行うものとする。

- ① 施設の構造・特性・設置状況等を踏まえ、現時点で、当該施設の管理運営に参入できる団体が存在する。

b 行政責任の確保

施設の構造・特性・設置状況等を踏まえ、以下の①～⑤のいずれにも該当しない場合は、市以外の団体に任せても行政責任が確保できるとみなし、(イ)の検証を行うものとする。一方、いずれかに該当する場合は、原則として市が直営により管理運営を行うものとする。

- ① 市民サービスが低下する。
② 公平性・公正性、守秘義務を担保することが困難である。
③ 法令等で市が管理運営することが義務づけられている、あるいは、原則とされている。
④ 法令等で市が自ら実施すべきとされている業務が過半数を占める。
⑤ 行政目的の達成に必要な不可欠な指導・支援などの業務を行うため、施設の管理運営において市が強く関与することが適当と考えられる。

(イ) 個別項目

当該施設に指定管理者制度を導入した場合の市の施策運営への影響や施設特有の事情等を検証した上で、指定管理者制度を導入することに支障があるか否かを判断する。支障があるか否かの判断は、施設所管局が行うものとし、制度を導入する場合については、総務局との協議を要しない。

検証の結果、指定管理者制度を導入することに支障がないと認められる場合は、イの検証を行うものとする。一方、支障があると認められる場合は、原則として市が直営により管理運営を行うものとする。

イ アにより指定管理者制度の導入に適した施設と判断された施設は、以下の項目を踏まえ、市が直営により管理運営を行う場合及び指定管理者が管理運営を行う場合それぞれのサービス・経費の比較を行った上で、具体的な導入効果の検証を行う。

検証の結果、指定管理者制度を導入することにより、市が直営により管理運営を行う場合と同等、あるいはそれ以上のサービス水準が見込まれる場合は、導入に関する手続きを行うものとする。一方、指定管理者制度を導入することにより、サービス水準が低下する場合は、原則として市が直営により管理運営を行うものとする。

【導入効果の検証】

➤ サービス比較

- ① 市民ニーズへの迅速かつ柔軟な対応が可能になる。
- ② 新たな発想による事業展開、利用促進が見込まれる。

➤ 経費比較

- ① 経費節減が見込まれる。

(4) 補足事項

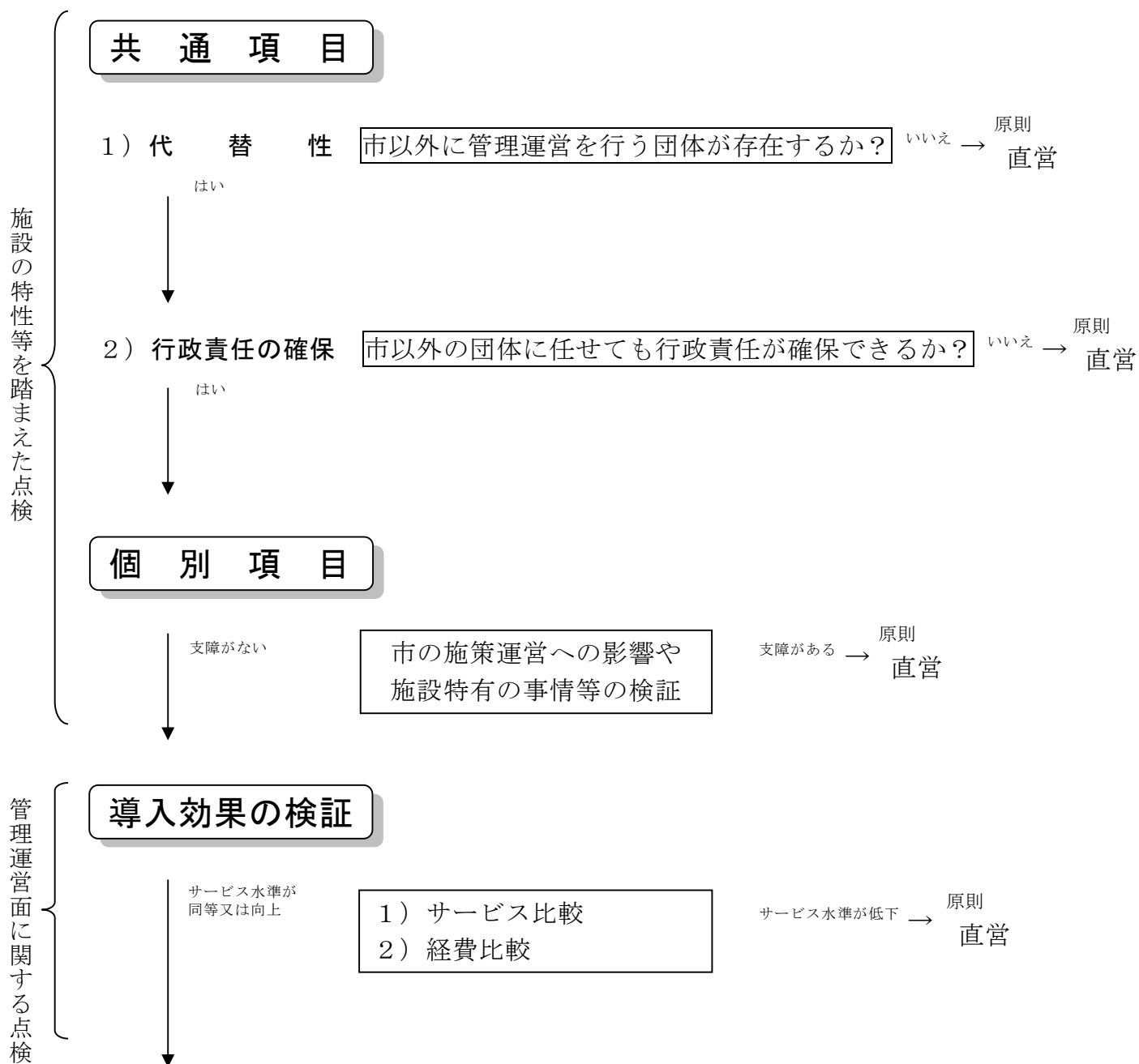
ア 施設の業務に市が自ら実施すべき業務が含まれる場合は、当該業務を指定管理業務から切り離した上で、指定管理者制度を導入することもできるものとする。

イ 法令等により、市の直営管理及び指定管理以外の管理運営形態も認められている場合は、法令等の趣旨、当該施設の構造・特性・設置状況等を踏まえ、ガイドラインに準じて検証を行った上で、いずれの形態により管理運営を行うのかを判断するものとする。

ウ 指定管理者制度の導入後、指定管理者が経営破たんした場合など、緊急に対応すべき事由が発生した場合は、ガイドラインに基づく点検結果に関わらず、市が直営により管理運営を行うものとする。

エ 指定管理者制度の導入後、施設の構造・特性・設置状況等や社会経済情勢の変化により、現行の管理運営形態を見直すべき事由が生じた場合には、再度ガイドラインに基づき点検を行うものとする。

【点検の流れ】



指定管理者制度の導入

5 指定管理者制度運用上の手引き

(1) 導入方針の決定

ア 募集方式

(ア) 指定管理者の募集は、市民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせるため、原則として公募により実施するものとする。

(イ) 施設の構造・特性・設置状況等を勘案の上、管理運営を行うことができる団体が特定される以下の場合においては、例外的に公募によらないことができるものとする。これに該当するか否かの判断は、施設所管局が行うものとする。

- ① 民間所有施設と一体である複合施設を当該民間施設の管理者に一括して管理運営させることが合理的と考えられる場合
- ② PFI 事業により管理運営させる場合又はコミュニティセンターなど特定の管理者が想定される場合
- ③ 国や他の自治体との関係から特定の団体を指定することが現時点で適当と考えられる場合
- ④ サービスの継続性確保のため、緊急に指定を行う必要がある場合
- ⑤ その他公募によらないことに合理的な理由がある場合

⑤については、指定管理者制度の趣旨、施設の設置目的・状況等を踏まえ、公募によらないことに客観的に明らかな理由がある場合に限るものとする。なお、「合理的な理由がある」とは、概ね「公共サービスの安定的かつ継続的な提供、業務の高度な専門性、本市施策との関連性など、個々の施設の構造・特性・設置状況等を勘案した結果、効果的・効率的な施設運営を行うことができる団体が客観的に1団体に特定される」ことをいう。

(ウ) 公募によらない場合は、その具体的な理由を公表するものとする。

(エ) 募集は原則として施設ごとに実施するものとする。ただし、隣接した施設など、一括して管理運営を行う方が効果的かつ効率的と考えられる場合は、複数の施設を一括して募集することができるものとする。

(オ) 施設の構造・特性・設置状況等や社会経済情勢の変化により、現行の方式を見直すべき事由が生じた場合には、(ア)、(イ)及び(エ)の趣旨を踏まえながら、再度、募集方式の検証を行うものとする。

イ 指定管理業務の内容等の決定

指定管理業務の内容等については、施設の設置条例、募集要項、協定書及び業務仕様書に記載する内容のベースとなるものであることから、以下の点に留意しながら定める。

(ア) 施設の設置目的を踏まえ、以下の事項をあらかじめ明確に定めるものとする。

- ① 施設で行われる全ての業務のうち指定管理者が行う業務の範囲
- ② 個別業務ごとの目的・対象・内容及び管理運営の水準
- ③ 業務実施にあたっての注意事項、職員の配置その他業務の履行方法
など

(イ) 行政責任の確保の観点から、施設の設置目的・特性及び関係法令に照らし、本来、市が直接実施すべき業務が指定管理業務に含まれていないかを確認する。

市が直接実施すべき業務とは、①基本的利用条件（使用許可・取消し・制限の基準、休館日、開館時間、使用料の額（利用料金制の場合は基準額）等の設定、②行政財産の目的外使用許可、③使用料の強制徴収、④不服申し立てに対する決定、⑤市の施策の運営上、市が直接実施する必要性が認められるもの、である。

(ウ) 指定管理者制度では、施設で行われる全ての業務を指定管理者に包括的に任せることを基本とするが、(イ)⑤を指定管理業務から切り離した上で、指定管理者制度を導入することもできるものとする。

(エ) (ア)②及び③は、指定管理者の管理運営状況の点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて、市と指定管理者の協議により変更できるものとし、その旨を協定書に明記する。

ウ 指定期間

(ア) 指定期間は原則として4年間とする。ただし、施設の特性等を鑑み、施設所管局の判断により、弾力的に3年間もしくは5年間とすることも可能とする。また、合理的な理由がある場合には、3年から5年以外の期間を指定期間とすることができるものとする。

これに該当するか否かの判断及び指定期間をどの程度とするかの判断は、総務局と協議の上、施設所管局が行うものとする。

なお、「合理的な理由がある」とは、概ね「公共サービスの安定的かつ継続的な提供、専門的な資格を持つ職員の要否、投下資本の回収、本市施策との関連性など、個々の施設の構造・特性・設置状況等を勘案した結果、指定管理者の能力を最大限に活用することができ、より効果的・効率的な施設運営が可能になると認められる」ことをいう。

また、「合理的な理由」に該当する事由は、例えば、以下のとおりである。

- ・PFI 事業等により施設の管理運営を行う場合
- ・廃止など、施設の大幅な見直しが予定されている場合
- ・施設の改築・大規模改修が予定されている場合
- ・入所型の社会福祉施設などで、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が特に必要となる場合
- ・医療分野など、安定した経営や専門性の高い人材の確保が必要となる場合
- ・緊急に指定を行う必要がある場合
- ・複数施設を一括管理させるにあたり、事前に管理終期を合わせる必要がある場合

なお、「指定期間をどの程度とするか」について、5年を超える期間を指定期間とする場合、長期間とすることによる効果、社会経済情勢の変化への対応、競争性の確保等を勘案し、10年間を指定期間の目安とする。

(イ) 3年から5年以外の指定期間とする場合には、その具体的な理由を公表するものとする。

- (ウ) 施設の構造・特性・設置状況等や社会経済情勢の変化により、現行の期間を見直すべき事由が生じた場合には、(ア)の趣旨を踏まえながら、再度、指定期間の検証を行うものとする。

エ 利用料金制

(ア) 目的

利用料金制の目的は、①利用料金を直接指定管理者の収入とすることにより自主的な経営努力を促す、②条例に定める範囲内で指定管理者が弾力的な料金設定を行うことにより、利用者のニーズに応じた料金設定、多様なサービスの提供を可能にする、そして、③地方公共団体の収入事務等の軽減を図ることである。

(イ) 基本的な考え方

利用料金制の導入については、当該施設の経営状況、利用料金収入の見込みと指定管理料の節減効果などのほか、当該施設の設置目的・特性等を総合的に勘案した上で判断するものとする。

(ウ) 利用料金の額の設定

公益上必要があると認める場合を除くほか、利用料金の額は、条例が定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

ただし、上記の範囲内の額では指定管理者による創意工夫が期待できない場合などは、条例に定める基準額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額を利用料金として設定することも可能とする。

(エ) 収入の帰属

利用料金は、全て指定管理者の収入とする。ただし、見込額を上回る収入がある場合はその一部を市に納付させるなど、これによらない取扱いとすることができるものとするが、その場合は募集要項及び協定書に明記するものとする。

また、指定期間中に、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により協定書に定められた事項を見直す必要性があると認められる場合は、市と指定管理者の協議の上、利用料金の額の見直しなど必要な措置を講じるものとし、その旨を協定書に明記する。

(オ) 留意事項

利用料金制を導入する場合は料金収入が指定管理者の収入となることから、指定管理者が利益を優先した運営を行い、施設の設置目的が十分に達成されなくなる可能性も否定できないため、市が適切に指導・監督を行う必要がある。

(2) 条例の整備

指定管理者制度の導入にあたっては、施設の設置条例により、指定の手続き等を規定する。

ア 指定の手続き

(ア) 募集方式

指定管理者を公募により選定する施設の場合は、その旨を条例上に明記する。また、公募によらない手続きにより選定する施設の場合は、選定手続き及び選定基準を条例上で明らかにする。

(イ) 選定基準

選定基準は、「平等利用が確保されること」、「施設の設置目的を最も効果的に達成すること」、「管理経費の縮減が図られること」、「管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること」を条例上に明記する。なお、当該施設の設置目的等から特に基準を追加する必要がある場合は、追加することができるものとする。

イ 管理の基準

市民が当該施設を利用する上での基本的な条件（休館日、開館時間など。一部は規則への委任も可能。）を条例上に明記する。

ウ 業務の範囲

5(1)イ(ア)①に基づき、指定管理者が行う業務の範囲を条例上に明記する。

(3) 管理運営方法の決定

ア 業務仕様書の作成

5(1)イ(ア)②及び③に基づき、個別業務ごとの目的・対象・内容及び管理運営の水準並びに業務実施にあたっての注意事項、職員の配置その他業務の履行方法などを業務仕様書にまとめる。なお、業務仕様書において定めた事項は、指定管理者の管理運営状況の点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて、本市と指定管理者の協議により変更できるものとし、その旨を協定書に明記する。

イ 指定管理者による提案

指定管理者は、業務仕様書に掲げられた業務（委託事業）のほか、自らが企画する事業を提案（提案事業）することができるものとし、この提案が採用された場合はこれも指定管理業務に含まれる。

また、指定管理者は、当該施設内において、指定管理者としてではなく一団体として行う事業（自主事業）を行うこともできるが、経費は原則指定管理者の自己負担とし、施設の使用にあたっては、当該使用にかかる使用許可又は市による目的外使用許可が必要になる。

【参考：指定管理者が行う事業の区分（基本形）】

区 分	内 容	経費負担
指定管理業務 (協定書記載)	委託事業 (市が業務仕様書に掲げる事業)	市 (指定管理料)
	提案事業 (指定管理者が企画する事業)	
自主事業 (協定書記載外)	設置目的内の事業 (施設の使用許可により実施)	指定管理者 (自己負担)
	設置目的外の事業 (施設の目的外使用許可により実施)	

ウ 職員の配置

団体が提案を行う際や、指定管理者が業務を遂行する際に参考となるよう、法令や現行の管理運営体制等を踏まえ、サービス水準を維持する上で最低限必要と考えられる職員配置の基準（職種・技能・資格・人数等）を募集要項及び協定書に明示する。

エ 指定管理料

(ア) 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めるものとする。その額は、(イ)ただし書きの場合を除き、原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、(ウ)の場合を除き、増額は認められないものとする。

施設の改修等による休館や閉館を予定している場合については、可能な限りあらかじめ募集要項及び協定書に計画等を記載するとともに、指定管理料についても休館期間等を考慮し算定するものとする。

(イ) 指定管理料の精算

指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理料は、原則として精算を行わないものとする。ただし、修繕費など特別の取扱いを要する経費については、実績に基づき別に精算することができるものとする。

(ウ) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者の協議の上、これを変更できるものとし、その旨を協定書に明記する。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取消し等があった場合は、市は必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還させるものとする。

(エ) 管理口座

管理運営業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、原則として、団体本体の口座とは別の口座で管理させるものとする。

(オ) 修繕費の分担

修繕費に関する市と指定管理者の費用分担の考え方については、募集要項及び協定書に明記する。

(カ) 賃金スライド制度

事業者の健全経営及び業務の適正な履行確保の観点等から、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできることとした賃金スライド制度について、募集要項及び協定書に明記する。

なお、制度の具体的な運用については、この指針とは別に定めるものとする。

オ 第三者への業務委託（以下「再委託」という。）

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできないものとする。ただし、清掃、警備及び設備の保守点検など業務仕様書等において再委託できる旨を明示されたもの並びにその他の業務であらかじめ市の承認を受けたもの（主たる部分は除く。）については、この限りではない。

なお、上記により再委託する場合であっても、再委託先の団体において、法令・協定等の遵守や、必要かつ十分なサービス提供が確保されるよう、市は指定管理者を指導・監督するものとする。

また、再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て指定管理者の責に帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者の責任において負担させるものとする。

（４）市と指定管理者の責任分担

ア 責任分担の考え方

施設の管理運営上想定されるリスクへの対応については、あらかじめ市と指定管理者の責任分担の考え方を定め、募集要項及び協定書に明記する。

責任分担については、以下の「責任分担表」を基本とし、施設の特性・規模、指定期間等を踏まえ、項目の加除又は変更を行うものとする。

【責任分担表】

項 目	内 容	責任分担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
周辺住民への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項※	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

※あらかじめ規定が可能な事項については、別途付記するものとする。

イ 損害賠償責任

(ア) 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者が損害賠償責任を負う旨を募集要項及び協定書に明記する。

(イ) (ア)により発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとする。

ウ 保険への加入

市は、必要に応じて、指定管理者に損害賠償責任保険に加入させるなど損害賠償責任等の履行確保のための措置を講ずるものとする。

エ 当事者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合の対応

自然災害等の不可抗力など、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、管理運営上の損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者の協議により、業務継続の可否や費用負担等を決定するものとし、その旨を協定書に明記する。

オ その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体（以下「候補者」という。）が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとする。

(5) 募集手続き

候補者の選定にあたり、公募による場合は、以下の手続きによるものとする。

ア 募集期間

募集期間は、周知に十分な期間を確保することから、少なくとも1ヶ月以上を確保するものとする。ただし、申請団体がなく再度公募を行う場合や緊急を要する場合は、この限りではない。

イ 募集の周知

募集は、告示、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供、当該施設への掲示などにより、幅広く周知するものとする。

ウ 募集要項

指定管理者の募集にあたり、募集要項を作成する。

引続き指定管理を行う施設については、募集要項の作成にあたり、現指定管理者の管理運営状況等を踏まえ、選定条件・管理運営方法等について検証を行うものとする。

なお、募集要項の記載事項は、以下に定めるものを基本とし、施設の特性・状況等又は5(8)の協定書の記載事項を踏まえ、項目の加除及び変更を行う。

【募集要項】

・施設の設置目的	
・施設の概要	※1
・指定管理業務の内容等	※2
・指定期間	
・選定に参加する者に必要な資格	→5(5) オ
・管理の基準	※3
・職員の配置	→5(3) ウ
・市と指定管理者の責任分担	→5(4)
・指定管理料	※4、→5(3) エ
・使用料、利用料金	※5、→5(1) エ
・募集要項の配布及び申請の受付、申請期限	
・提出書類・部数	
・募集説明会及び質問の受付・回答方法	※6
・選定手続き、審査基準、指定手続き	→5(6) (7)
・申請書類、選定結果の公表等	→5(6) オ、カ
・協定に関する事項	→5(8)
・団体における法人格変更への対応	→5(11) イ
・申請にあたっての留意事項	※7
・市による評価の実施、公表	→5(9) オ
・市監査委員等による監査	→5(9) カ
・業務の引継ぎ	→5(9) キ
・暴力団関係事業者の排除	→5(12)
・暴力団の施設利用における措置	→5(13)

上記に掲げた項目における主な留意点は、本指針の各規定（→）によるほか、以下（※）のとおりとする。

※1 施設の概要

施設の名称、所在地、面積、構造、規模などを詳細に明記する。

※2 指定管理業務の内容等

5(1)イ(ア)に基づき、指定管理業務の内容等を明記する。

内容等を明記するにあたっては、申請しようとする団体が個々の業務の趣旨・内容を理解し、効果的・効率的な提案ができるよう、具体的にわかりやすいものとする。ただし、個々の業務の詳細な内容については、業務仕様書に明記する。

また、全ての施設にかかる共通業務として、以下の事項も明記する。

- ・災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関すること（指定緊急避難場所または指定避難所（以下「指定避難所等」という。）に指定されている場合は、その業務も含む。）
- ・事業計画書及び収支予算書の提出
- ・事業報告書及び収支決算書の提出
- ・管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施
- ・指定期間終了による業務の引継ぎ

※3 管理の基準

関係法令等の遵守（5(8)※2）、設置目的に沿った管理運営及び利用促進に努めること、開館時間・休館日、情報の保護及び管理（5(9)ア）、再委託の禁止（5(3)オ）、備品の取扱い等を明記する。

※4 指定管理料

団体が提案を行う際に参考となるよう、過去の実績又は実績に基づく参考試算額を明記する。

その他の事項については、5(3)エのとおりとする。

※5 使用料、利用料金

施設使用に係る料金は、利用料金制をとる場合（目的外使用にかかる使用料は除く。）を除き、使用料としてすべて市の収入とする旨を明記する。また、使用料の徴収事務について、地方自治法施行令第158条第1項第1号に基づき、指定管理者に委託する場合は、その旨も併せて明記する。なお、利用料金については、5(1)エのとおりとする。

※6 募集説明会及び質問の受付・回答方法

申請団体からの質問への回答は、個別に回答するのではなく、例えば、募集説明会に参加した団体全てに行うなど、公正性・透明性の確保に努めるものとする。

※7 申請にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出するものとする旨を明記する。

(2) 複数提案等の禁止

1 団体につき提案（申請）は 1 つとし、複数の提案はできない旨を明記する。また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体となることや、1 団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることもできない旨を明記する。

(3) 提案内容の変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできない旨を明記する。

(4) 虚偽の記載をした場合等の対応

申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とする旨を明記する。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により届け出るものとする旨を明記する。

(6) 費用負担

申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とする旨を明記する。

(7) 提出された申請書類の取扱い

提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しない旨を明記する。また、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく行政文書公開請求の対象となる（5(6)カ参照）ほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する旨を明記する。

(8) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める旨を明記する。なお、追加書類の取扱い等については、(7)と同様とする。

(9) 事業所税

事業所税が課税されることがある旨を明記する。

（「6 参考（指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱い）」参照）

エ 申請書類

申請書類は、以下の①～⑦を基本とし、施設の特性・状況等を踏まえ、加除を行う。

①申請書

②誓約書

資格要件を満たし、申請書類について事実に相違がないことを誓約するもの。なお、申請内容に虚偽があることが判明した場合は、候補者とししないものとする。

③団体の概要

- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・法人にあつては登記事項証明書
- ・決算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録、利益処分計算書等）

※法人以外はこれに類する書類

- ・資格を証明するもの（納税証明書等）

④同種・類似施設の管理運営実績にかかる書類

⑤事業計画書（事業計画書、収支予算書等）

⑥「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

⑦賃金スライド制度に関する書類（対象人件費等計算書）

オ 資格要件

資格要件は、以下の①及び②を基本とし、施設の特性・状況等を踏まえ、さらに要件を加えることができる。

①における資格要件は申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行う。

①法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであつて、次の要件を満たす団体であること。（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となる全ての団体が要件を満たすことが必要）

- ・破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。
- ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がない者であること。

- ・市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。
- ・労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
- ・健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（各保険について加入する義務がない者を除く）。

※なお、確認時に①の各資格要件を満たしていた場合でも、候補者選定までの間に満たさなくなったことが判明した場合、その申請団体は失格となる旨を募集要項に明記する。

- ②「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

カ 申請団体への情報の提供

市は、申請団体に対して、施設の管理運営状況及びその他の公開可能なデータなど、施設の管理運営に関する詳細な情報を提供するとともに、必要に応じて、現地にて募集説明会を行うものとする。

キ 申請団体がなかった場合の対応

公募を行った結果、申請団体がなかった場合は、原則として、周知方法等を工夫した上、再度公募を行うものとする。ただし、サービスの継続性確保の観点から、指定管理者が管理運営を開始するまでの間は、暫定的に市が直営により管理運営を行うものとする。

（６）選定手続き

ア 基本的な考え方

さらなる市民サービスの向上を図るため、最適な候補者の選定に努めるとともに、選定における公正性・透明性を確保した上で、市民への説明責任を果たすよう努めるものとする。

イ 手続き

公募を行う施設については、具体的な選定基準を設定した上で、選定委員会における審査の結果に基づき、候補者及び次点候補者となる団体の選定を行う。

候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定される。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとし、その旨を募集要項に明記する。

ウ 選定委員会

(ア) 選定は、公正性・透明性を確保するため、名古屋市指定管理者選定委員会条例に基づき、施設所管局ごとに選定委員会を設置して行う。

なお、施設ごとの専門性に対応する場合など、選定委員会には必要に応じて部会を設置することができるとともに、特別な事項を調査審議するために臨時委員を置くことができる。部会を設置する場合、あらかじめ選定委員会の定めるところにより、部会の議決をもって選定委員会の議決とすることができる。ただし、年度の初回については、部会の設置や上記定めを決めるため、選定委員会の開催（会議の招集が困難な場合は、回議による審議・議決も可能）が必要となる。

(イ) 2 以上の施設が隣接する又は事業の内容が関連する等のため、局が異なる複数の施設を同一の指定管理者に管理させる場合、一方の施設所管局の選定委員会で審議することも可能とする。

(ウ) 選定委員会の委員は、施設で提供されるサービス内容、申請団体の経営状況の診断などに識見のある専門家等、原則外部の委員で構成する。

施設の設置者の観点から、各選定委員会（部会を設置する場合は各部会）ごとに市職員 1 名を加えることができるものとする。また、実態として 1 施設の選定に 1 名の市職員の関与が必要となる場合は、施設ごとに市職員 1 名を加えることができるものとする。ただし、市職員 1 名を加える場合は、「名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、あらかじめ協議が必要となる。（協議書における説明は「指定管理者制度の運用に関する指針」に基づき、市職員 1 名を選任する旨の記載とすること）

委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合、その委員は、当該選定に係るすべての審査に参加できない（なお、利害関係を有する者が申請していない施設に係る選定など、公正な選定を妨げる可能性がない選定に対しては、委員の除斥は必要ない）。

利害関係を有する場合の一例

- ・ 委員が申請団体の役員の地位にある場合、あるいは申請団体から収入を得ている場合 等

(エ) 選定委員会の委員の人数は、申請団体と利害関係を有する等の理由で審査に参加できない委員を除き、3 名以上とする。なお、選定委員会は、半数以上の者の出席がなければ会議を開催できないことにも留意すること。

※部会についても上記と同じ扱いとするが、部会の委員には臨時委員を含める。

(オ) 選定委員会（あらかじめ選定委員会の定めるところにより、部会の議決をもって選定委員会の議決とする場合は部会）の構成、委員名及び役職は原則募集要項に明記する。この場合において、申請団体が選定委員会の委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合がある旨も併せて明記する。

また、指定管理者の選定にあたっては、選定委員会の委員に対して、申請団体から不正な働きかけ等がない旨の確認を、審査から候補者の決定前までに行う。

外部から情報が寄せられるなど、委員と応募者の利害関係が疑われる場合には、施設所管局において事実関係を確認するとともに、利害関係がないと判断した場合であっても、選定の公正性や透明性を確保するため、申請団体からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を委員から徴取する。

(カ) 引き続き指定管理を行う施設については、現指定管理者の管理運営状況について市が行った点検・評価の結果を選定委員会に提出するものとする。

(キ) 選定委員会の会議は、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づき原則公開とする。ただし、非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合などであって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

エ 審査基準

(ア) 選定委員会における審査は、個々の施設の設置目的や特性を踏まえて行うものとする。具体的には、条例上の選定基準に基づき、市民サービスの向上や経費の節減などの観点から審査項目を設定し、総合的に評価を行う。

設定した審査項目、審査基準及び配点については、募集要項に明記する。

(イ) 条例の選定基準である「管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること」の審査においては、サービスの安定性・継続性確保の観点から、安定して管理運営を行うために必要な経営基盤、及び、当該施設を含む同種・類似施設における管理運営実績を考慮するものとする。

(ウ) 市の施策との関係から必要性が認められる場合は、障害者雇用、環境保全、子育て支援等の取り組みや社会貢献活動など、申請団体が行う公益的な取り組みについて、公正性・透明性に留意しつつ、審査時に考慮することができるものとする。

(エ) 審査においては、候補者となることができる最低ライン（最低基準点）をあらかじめ定めるものとし、それ以上の得点を得た団体の中から選定するものとする。

(オ) 候補者及び次点候補者を決定するにあたり、申請団体の評価が同点となった場合の措置については、あらかじめ定めておき、募集要項に明記する。

オ 選定結果の公表

選定結果については、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により、公表するものとする。公表する内容は、①選定委員会の開催日時、②選定委員会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された団体、④申請団体、⑤選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、⑥候補者の提案の概要、⑦各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とする。なお、選定結果の公表については、申請団体にあらかじめその承諾を得るため、募集要項に明記する。

カ 申請書類、選定結果等の情報公開

上記オで定める公表のほか、申請団体の申請書類等について行政文書公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。

行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、「指定管理者選定に係る申請書類等の情報公開について」（平成31年2月22日付 30市経市第155号）に基づき、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査

会において示された答申例を参考に判断するものとする。このことについては、申請団体にあらかじめその承諾を得るため、募集要項に明記する。

なお、平成24年度より前に選定を行った施設の、候補者以外の申請団体の「審査項目、審査基準ごとの得点内訳」の情報公開に際しては、事前に申請団体の承諾を得ることとする。

キ 選定結果の通知

選定結果は、申請した団体全てに対して速やかに通知するものとする。その際には、通知団体を含めた全申請団体の総得点及び審査項目、審査基準ごとの得点内訳についても通知をする。

なお、「選定」は行政処分にはあらず、選定されなかった団体が不服申し立てを行うことは認められないため、当該通知に不服申し立ての教示を行う必要はない。

ク 候補者としてふさわしい団体が存在しなかった場合

審査の結果、候補者となることのできる最低基準点以上の得点を得た団体がない場合その他候補者としてふさわしい団体が存在しなかった場合は、周知方法等を工夫した上、再度公募を行うものとする。ただし、サービスの継続性確保の観点から、指定管理者が管理運営を開始するまでの間は、暫定的に市が直営により管理運営を行うものとする。

ケ 選定した団体を候補者としてできなくなった場合

選定した団体が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合その他選定した団体を候補者としてできなくなった場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、候補者とするものとする。

なお、次点候補者によりがたい事由がある場合は、再度公募を行う。ただし、サービスの継続性確保の観点から、指定管理者が管理運営を開始するまでの間は、暫定的に市が直営により管理運営を行うものとする。

(7) 指定手続き

指定管理者の指定の手続きは以下のとおりとする。

ア 議決

(ア) 議決事項

指定にあたって議決すべき事項は、指定に係る施設の名称及び指定の相手方、指定の期間である。

なお、指定議案に係る議案説明会の説明資料（提出議案の概要）については、①概要、②指定に係る施設の名称及び指定の相手方、③指定の期間を記載するものとし、その他参考となる事項（選定の理由、申請団体数等）を適宜追加するなど、わかりやすい説明に努めるものとする。

（イ）議案の上程時期

指定管理業務の引継ぎ・準備期間を確保するため、原則として、指定期間が始まる前年度の11月定例会に上程するものとする。ただし、施設の特性・規模等からより多くの引継ぎ期間又は準備期間が必要とされる場合、当初募集で申請団体がなく、再度の公募により候補者を選定した場合、新たに施設を開設する場合など、特別の事情があると認められる場合は、これによらない取扱いとすることができるものとする。

（ウ）議会で否決された場合

指定議案が議会で否決された場合は、次点候補者又は再度の公募により選定された候補者を指定の相手方とする指定議案を改めて上程する。

イ 告示・通知

指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

また、指定管理者となる団体には、指定管理者として指定する旨、対象となる施設の名称及び指定の期間を明示した「指定の通知」を行う。

ウ 指定後の対応

協定の締結に先がけて、市は指定管理者として指定された団体に事業計画を作成させるとともに、指定管理者が交替する場合は業務引継ぎを行わせるものとする。

なお、指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことができるものとし、その旨を募集要項に明記する。

（８）協定の締結

市と指定管理者の協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結する。

協定書は、全指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」と、年度ごと

に締結する「年度協定書」を作成するものとする。なお、指定期間中に、協定書に記載された事項に変更すべき事由が生じた場合は、市と指定管理者の協議により、変更できるものとし、その旨を協定書に明記する。

協定書の記載事項は、以下に定めるものを基本とし、施設の特性や状況等を踏まえ、適宜、項目の加除又は変更を行うものとする。

【基本協定書】

- | | | |
|----|---------------------------------|----------------|
| 1 | 総則 | |
| | ・ 協定の目的 | |
| | ・ 公共性の趣旨の尊重 | ※1 |
| | ・ 指定期間 | |
| | ・ 法令・協定等の遵守義務、遵守すべき規定 | ※2 |
| | ・ 信義誠実の原則 | ※3 |
| | ・ 権利譲渡の禁止 | |
| 2 | 管理業務の具体的内容 | |
| | ・ 指定管理者の表示 | |
| | ・ 業務の範囲 | →5(2) ウ |
| | ・ 業務の内容等の変更 | →5(1) イ |
| | ・ 徴収事務の委託、処理 | |
| | ・ 第三者への委託（再委託） | →5(3) オ |
| 3 | 管理費用として市が支払う金額 | |
| | ・ 指定管理料（支払方法、金額の変更、返還） | →5(3) エ |
| | ・ 賃金水準の変動への対応 | →5(3) エ |
| | ・ 執行について協議する経費 | →5(3) エ |
| 4 | 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容 | |
| | ・ 職員の配置 | →5(3) ウ |
| 5 | 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容 | |
| | ・ 情報の保護及び公開 | →5(6) カ、5(9) ア |
| | ・ 秘密の保持 | |
| | ・ 管理用カメラの管理、運用 | →5(9) ア |
| 6 | 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲 | |
| | ・ 市と指定管理者の責任分担 | →5(4) ア |
| | ・ 損害賠償、第三者への賠償、賠償にかかる求償 | →5(4) イ |
| | ・ 不可抗力発生時の対応 | →5(4) エ |
| 7 | 指定の取消し | |
| | ・ 指定の取消し等 | →5(10) |
| | ・ 暴力団関係事業者の排除 | →5(12) |
| 8 | 備品の取扱い | |
| | ・ 備品の貸付及び使用 | ※4 |
| | ・ 取得した備品の帰属等 | ※5 |
| 9 | 緊急時等における対応 | |
| | ・ 緊急時等における対応 | →5(9) ウ |
| 10 | その他 | |
| | ・ 苦情の処理 | ※6 |
| | ・ 利用者満足度等の把握 | ※7 |
| | ・ 提出資料等 | ※8 |
| | ・ 調査、是正勧告 | →5(9) エ |
| | ・ 市による評価の実施、公表 | →5(9) オ |
| | ・ 暴力団及びその関係者からの妨害等への対応 | →5(12) |
| | ・ 暴力団の施設利用における措置 | →5(13) |
| | ・ 原状回復義務 | ※9 |
| | ・ 市監査委員等による監査 | →5(9) カ |
| | ・ 業務の引継ぎ | →5(9) キ |
| | ・ 団体における法人格変更への対応 | →5(11) イ、エ |
| | ・ 重要事項に係る事前協議 | ※10 |
| | ・ 協定書の変更 | ※11 |
| | ・ 協議 | ※12 |

【年度協定書】

- ・当該年度の業務内容、又は、年度ごとに内容が変わる業務及び基本協定から変更がある場合は当該変更内容
- ・当該年度の指定管理料
- ・指定管理料の支払方法（詳細）

上記に掲げた項目における主な留意点は、本指針の各規定（→）によるほか、以下（※）のとおりである。

※1 公共性の趣旨の尊重

指定管理者は、施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重する旨を明記する。

※2 法令・協定等の遵守義務、遵守すべき規定

指定管理業務を行うにあたっての関係法令、条例、規則、協定等の遵守義務を明記する。なお、以下の項目を参考として、できるだけ具体的に遵守すべき規定を明記する。

- ・協定書、募集要項、業務仕様書及び事業計画書
- ・当該施設の設置条例を始めとする本市条例及び規則等
- ・地方自治法
- ・労働基準法を始めとする労働関係法規
- ・消防法等施設管理関係法規
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律
- ・指定管理者、PFI 事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領
- ・指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き

※3 信義誠実の原則

市と指定管理者が互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って協定を誠実に履行する旨を明記する。

※4 備品の貸付及び使用

市は、指定管理者に業務の遂行に必要な現行の備品を無償で貸付け、その使用を認める旨を明記する。なお、備品管理にあたっては、適切な管理が行われるよう取扱いの手引き等を定めるものとする。

※5 取得した備品の帰属等

指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担
その他備品に関してあらかじめ定めておく必要がある事項の取扱いを明
記する。

※6 苦情の処理

指定管理者は、施設の利用者等から苦情等があった場合、適切で速やか
な対応を行うとともに、その対応状況を市に報告する旨を明記する。

※7 利用者満足度等の把握

指定管理者は、当該施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調
査等の方法により利用者の意見を聴取するとともに、その結果を市に報告
する旨を明記する。また、市が必要と認める場合にその結果等について全
部もしくは一部を公表する旨を明記する。

※8 提出資料等

(1) 提出資料の種類等

毎年度、事業計画書及び収支予算書を当該年度の開始までに市に提出す
る旨を明記する。また、事業報告書、経費の収支状況、業務の実施状況、
施設の利用状況及びその他管理運営状況を把握するために市が必要と認
める書類並びに団体の経営状況を把握するために市が必要と認める書類
を作成し、翌年度の一定時期までに市に提出する旨を明記する。なお、必
要に応じて、市が臨時に報告書等の提出を求めることができる旨を明記す
ることもできるものとする。

(2) 提出資料の取扱い

提出資料は、理由の如何を問わず返却しない旨を明記する。また、提出
資料は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほ
か、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する旨を明記する。

※9 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、
指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継ぐ旨
を明記する。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じ
る場合、又は、原状に回復する必要がないと市が判断した場合は、これに
よらないことができる旨も明記する。

※10 重要事項に係る事前協議

事業計画や管理運営の継続が困難になる恐れが生じた場合その他市が重要と認める事項がある場合は列挙し、必ず事前に市と協議する旨を明記する。

※11 協定書の変更

業務の前提条件が変更した場合又は特別な事情が生じた場合は、市と指定管理者の協議の上、協定の内容を変更することができる旨を明記する。

※12 協議

協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、市と指定管理者の協議の上、決定する旨を明記する。

(9) 適切な管理運営の確保

ア 情報の適切な管理

(ア) 情報の保護及び管理

指定管理者に公の施設の管理運営を行わせるときは、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号）第 12 条に基づき、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。具体的には、指定管理者と協定を締結するにあたり、「市の保有する情報の取扱いの委託等に関する情報の保護及び管理のための基準」（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づき、協定書に「情報取扱注意項目」を追加又は添付するとともに、指定管理者は当該注意項目を遵守しなければならない旨を明記することとされている。

(イ) 個人情報の保護及び管理

指定管理者が公の施設の管理運営を行う場合には、行政機関等と同様に、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

具体的に講じなければならない必要な安全管理措置（個人情報の管理体制や情報システムにおける安全の確保等）については、指定管理者において「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を参照し、実施することが求められる。

施設所管局は、指定管理者の公募にあたっては、募集要項中に、情報を適切に保護及び管理する義務が指定管理者に課せられる旨を記載するこ

ととする。

指定管理者と協定を締結するにあたっては、「市の保有する情報の取扱いの委託等に関する情報の保護及び管理のための基準」（令和 5 年 4 月 1 日施行）に基づき、協定書に「情報取扱注意項目」を追加又は添付することとする。

また、施設所管局は、個人情報保護制度所管局が発出する通知に基づき、指定管理者が取り扱う個人情報の保護のための規程を整備している場合は、当該規程の提出を依頼することとする。

（ウ）情報の公開

指定管理者に公の施設の管理運営を行わせるときは、名古屋市情報公開条例第 37 条の 2 第 2 項に基づき、指定管理者が当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。具体的には、指定管理者と協定を締結するにあたり、「指定管理者の情報公開の推進に関する要綱」（平成 18 年 10 月 1 日施行）に基づき、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならない旨を協定書に明記するとともに、情報公開に関する制度を整備し、その制度を円滑に運用するよう指導、助言等を行うこととされている。

（エ）管理用カメラの管理、運用

指定管理者に管理用カメラが設置された公の施設の管理運営を行わせるときは、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（令和 7 年 4 月 1 日施行）の趣旨に従い、管理、運用を行わせるとともに、以下の例を参考に管理用カメラに関する規定を協定書に明記する。

「第〇条 乙は、指定管理施設に設置された事故の防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的として、特定の場所に継続的に設置され、かつ特定の個人を識別できる画像を撮影し、記録する機能を有するものの設置及び運用については、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（令和 7 年 4 月 1 日施行）の趣旨に従い実施するものとする。」

イ 障害者差別の解消

指定管理者に公の施設の管理運営を行わせるときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 25 年法律第 65 号）に適切に対応するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（平成 28 年 1 月策定）に準じて、指定管理者が適切な対応を行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

具体的には、指定管理者と協定を締結するにあたり、「受託業者等に対する障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領の運用について」（平成 28 年 2 月 4 日 27 健障企第 546 号）に基づき、協定書に「障害者差別解消に関する特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に則った対応を行わなければならないことを記載するとともに、当該特記仕様書を、追加又は添付することとされている。

ウ 災害・事故への対応

（ア）災害への対応

- a 災害の発生時等において、指定管理者が実施すべき業務を以下の例を参考として整理した上、募集要項や協定書に明示する。

（a）予防段階

- ・防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施する。
- ・市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築する。
- ・施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行う。

（b）発生又は発生する恐れがある段階

- ・施設の供用時間内外に関わらず、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立する。
- ・利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行う。
- ・災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努める。
- ・状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、警察署、消防署、医療機関等の関係機関（以下「関係機関」という。）や地域団体等とも協力して対応にあたる。
- ・市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力する。また、指定避難所等に指定されている施設においては、指定避難所等の開設、避難者の受入れなど、指定避難所等の運営に従事する。（b 及び c 参照）

- ・現段階では指定避難所等に指定されていない施設であっても、災害発生時の状況によっては、事後的に指定避難所等として指定されることがあるなど、随時、当該施設に災害応急活動への協力を求める可能性があるため、指定管理者は、指定避難所等の運営等に準ずるなどして、それに協力するよう努める。

b 指定緊急避難場所の運営

指定管理者制度を導入する施設が指定緊急避難場所に指定されている場合は、以下の例を参考とした上、募集要項及び協定に明記する。

指定緊急避難場所として指定を受けている施設については、指定管理者は次の災害種別に応じた業務を行うものとする。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れないものとする。

1 洪水・内水氾濫又は土砂災害

- (1) 自主避難者が発生した場合、又は「高齢者等避難」、「避難指示」若しくは「緊急安全確保」発令時には、施設管理者は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放する。
- (2) 施設が指定緊急避難場所と指定避難所の両方に指定されている場合、避難指示が発令されるまでは、避難者を同施設の指定避難所の避難スペースで待機させることも可能だが、避難指示が発令された場合、必ず指定緊急避難場所へ移動させる。
- (3) 避難者が生じたら、避難状況を把握し、区災害対策本部（災害救助地区本部を含む。以下、「区本部」という。）へ報告する。

2 地震の揺れ

震度5強以上の地震が発生した場合は、施設管理者は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放する。

3 津波

伊勢三河湾に「大津波警報」が発表された場合は、施設管理者は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放する。

(参考：「指定避難所運営マニュアル」等)

c 指定避難所の運営

指定管理者制度を導入する施設が指定避難所に指定されている場合は、以下の例を参考とした上、募集要項及び協定に明記する。

指定避難所として指定を受けている施設については、指定管理者は次の業務を行うものとする。

- 1 区本部から指定避難所開設の連絡を受けた場合は、避難所施設の安全性の確認次第、速やかに指定避難所を開設する。
- 2 避難者の受け入れ及び状況把握を行い、区本部へ連絡を行う。区本部からの指定避難所開設連絡以前に自主避難者が発生した場合は、避難者を受け入れるとともに区本部長に報告をする。
- 3 施設の管理保全に努める。
- 4 指定避難所管理組織の構築を支援し、避難者の保護を行う。
- 5 市が特に必要と認め指示した事項

(参考：「指定避難所運営マニュアル」等)

また、指定避難所等には位置付けられていなくても、緊急物資集配拠点や広域物資輸送拠点等、指定避難所等に準じた役割を持つ施設については、それぞれの役割に沿った運営を行うべき旨を募集要項及び協定書に明記する。

d その他

市は、a(a)及び(b)に掲げる事項が着実に実施されるよう、指定管理者を指導・監督するものとする。また、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、指定管理者が行う業務の全部又は一部の停止を命じることがあることを協定書に明記する。

(イ) 事故への対応

a 事故の発生時等において、指定管理者が実施すべき業務を以下の例を参考に整理した上、募集要項や協定書に明示する。

(a) 予防段階

- ・救急法、応急措置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底を図り、必要に応じて研修を行う。
- ・市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構

築する。

- ・施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行う。

(b)発生段階

- ・利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速な対応を行う。
- ・直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたる。

b その他

市は、a(a)及び(b)に掲げる事項が着実に実施されるよう、指定管理者を指導・監督するものとする。また、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、指定管理者が行う業務の全部又は一部の停止を命じることがあることを協定書に明記する。

エ 指定管理者に対する指導・是正勧告等

(ア) 指導・是正勧告等

市長は、指定管理者が法令・協定書等を遵守しない場合、又は、業務の水準が業務仕様書や事業計画書が定める水準に達していない場合は、指導・是正勧告を行うなどした上で、指定管理者をして誠意を持って対応させなければならない。

また、市長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、指定管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。(地方自治法第244条の2第10項)

(イ) 助言等

事業収支などの経理の状況が当初見込みに比べて良好ではない場合、市は指定管理者との協議の場を設定し、その原因や今後の対策について説明を受けるとともに、必要な助言を行うものとする。

また、指定管理者が経営危機にある場合や、収支状況が大幅な赤字で業務の継続が困難になることが予想される場合は、速やかに状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

＜指定管理者に対する指導・是正勧告等の流れの一例＞

a 指導・是正勧告

- ・是正勧告に対して、指定管理者は改善計画書を提出し、計画に沿って是正措置をとる。



b（再三の指導・是正勧告に対しても従わない場合等）



c 是正指示

- ・指定管理者は是正措置を行い、市に対して報告する。



d（指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるとき）



e 指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる（以下「業務停止命令」という。）。
※「5（10）指定の取消し等」参照

オ 指定管理者の管理運営状況の点検・評価

指定管理者の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するものとする。

評価にあたっての具体的な評価基準・様式等については、この指針とは別に定めるものとする。

(ア) 目的

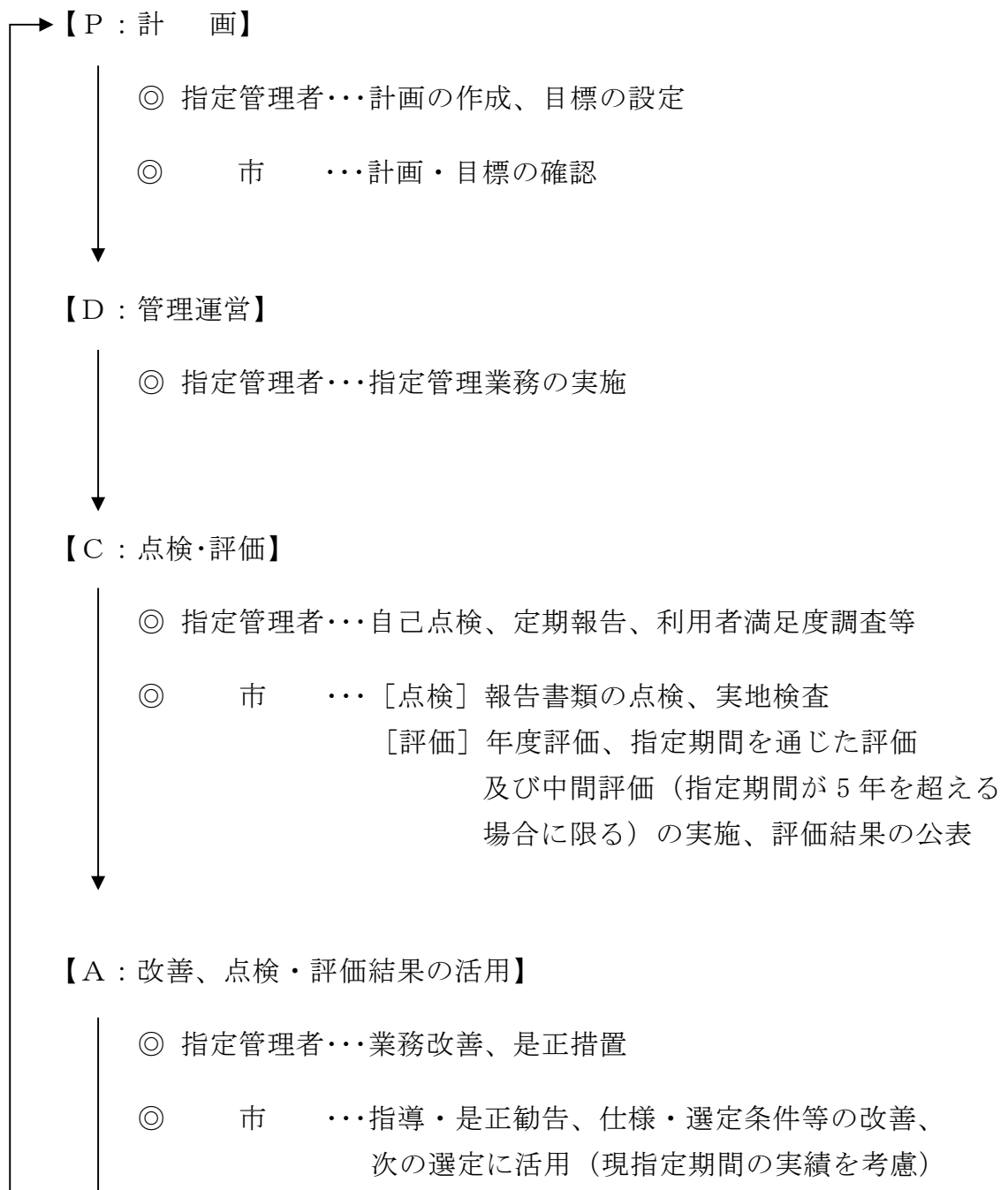
- a 指定管理者の管理運営状況を点検・評価し、その結果を公表することにより、設置者としての説明責任を果たすとともに、サービス水準の維持・向上を図る。
- b 点検・評価の結果を踏まえ、施設の管理運営方法や次期選定条件等を改善し、よりよい施設運営をめざす。
- c 指定管理者の実績を把握し、次の選定に活用することにより、指定管理者の意欲向上を図る。

(イ) 対象

原則として、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象とする。

(ウ) 実施内容

以下の管理運営における PDCA サイクルを着実に推進することにより、適切な管理運営の確保及びサービス水準の維持・向上を図る。



カ 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行については、地方自治法の規定により以下の監査の対象となる。

（ア）市監査委員による監査

市監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるとき（地方自治法第199条第7項）

(イ) 包括外部監査人による監査

包括外部監査人が必要と認めるとき（地方自治法第 252 条の 37 第 4 項）

(ウ) 個別外部監査人による監査

個別外部監査契約に基づく監査について、市長が必要と認めるとき（地方自治法第 252 条の 42 第 1 項）

いずれの場合においても、監査の実施が決定された場合にあつては、指定管理者は監査に誠実に対応し、監査結果に指摘事項等があつた場合には速やかに改善等の措置をとることが求められる。

なお、監査の実施にあたり、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人は、監査のため必要があると認められるときは、監査対象である指定管理者以外の関係人に対しても出頭を求め、調査し、又は帳簿、書類その他の記録の提出を求めることもできることとされている。（地方自治法第 199 条第 8 項、第 252 条の 38 第 1 項、第 252 条の 42 第 6 項）

募集要項及び協定書の作成にあたっては、指定管理者に対する監査について申請団体にあらかじめ周知するため、以下のとおり明記する。

（市監査委員等による監査）

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があつた場合には、速やかに改善等の措置をとるものとする。

キ 業務の引継ぎ

指定期間の終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者との間で確実な業務の引継ぎを行うよう、現指定管理者に対し指示するとともに、引継ぎの場に立ち会い、指導・監督を行うものとする。また、あらかじめ募集要項及び協定書への明記、引継ぎチェックリストの作成などにより、円滑な引継ぎが行われるよう努めるものとする。なお、引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とする。

業務の引継ぎに係る現指定管理者への具体的な指示は、以下の事項を参考として施設ごとに設定し、募集要項及び協定書に明記する。

- ・指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施する。
- ・次の指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行う。
- ・引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とする。

(10) 指定の取消し等

ア 指定の取消し及び業務停止命令

市は、指定管理者が市長の行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項）

「管理を継続することが適当でないと認めるとき」とは、例えば、以下のような場合をいうものとし、その旨を協定書に明記する。

- ① 指定管理者が条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき。
- ② 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき。
- ③ 指定管理者が、業務の履行にあたり、市の指示に従わず、又は市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- ④ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除要請があったとき。
- ⑤ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき。
- ⑥ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

イ 手続き

指定管理者の指定の取消し又は業務停止命令を行う場合は、行政手続法の規定に基づき、意見陳述の機会（聴聞）の付与等の手続きを行う必要がある。

また、「指定の取消し」は、行政不服審査法第 1 条第 2 項に規定する「処分」に該当し、指定を取り消された団体は、当該取消処分について不服申し立てをすることが認められているため、不服申し立ての教示を行う必要がある。

なお、指定管理者の指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

ウ 違約金等

（ア）アに基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として市に納付する。

（イ）アに基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても市はこれを負担しないものとする。

（ウ）指定の取消し又は業務停止命令を行わなければならないような事態を招くことがないように、候補者の審査や管理運営状況の点検・評価を厳格に行うなど、予防に努めるものとする。

エ 指定の取消し又は業務停止命令を行う場合の施設の管理運営

（ア）指定の取消しを行う場合

指定を取り消した場合は、速やかに次の指定管理者を選定しなければならない。ただし、サービスの継続性確保の観点から、指定管理者が管理運営を開始するまでの間は、暫定的に市が直営により管理運営を行うものとする。

（イ）業務停止命令を行う場合

業務停止命令期間中の施設の管理運営については、暫定的に市が直営により管理運営を行うものとする。

(11) 団体における変更等への対応

指定管理者の団体固有の事由に基づく変更等への対応は以下のとおりとする。

ア 団体の名称変更

団体の名称が変更される場合は、その旨を告示する。

イ 団体の法人格変更（法人格変更は、法人格取得も含む。以下同じ。）

団体の法人格が変更される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行うものとし、その旨を募集要項及び協定書に明記する。

ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではない。

ウ イにおいて再度指定を行う場合、公募とするのか、公募によらない手続きとするのかは、変更された内容・程度等を総合的に勘案した上で判断するものとする。

エ 法人格の変更等への対応については、上記のとおり議会の議決を経た再指定が必要なケースも想定されることから、団体において変更等の予定がある場合は、速やかに市へ報告するよう、協定書に明記するとともに、市においても情報の早期入手に努めること。

(12) 暴力団関係事業者の排除

指定管理者の指定からの暴力団の排除を徹底するため、以下の事項に留意するものとする。

ア 愛知県警察本部長との合意書

本市では、暴力団関係事業者の排除に向け、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結、以下「合意書」という。）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしている。

イ 要綱等

合意書に基づき暴力団関係事業者を排除する措置の事務手続きについては、「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行経第 9 号）及び「名古屋市が行う指定管

理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日付通知（平成 21 年 6 月 15 日付通知にて一部取扱い修正））によるものとし、具体的には、指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者を排除すること、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会すること、そして、指定管理者が排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として指定の取消しを行うことを募集要項及び協定書に明記する。

また、指定管理者が業務の履行にあたり、暴力団及びその関係者から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当な要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、遅滞なく市へ報告させることを協定書へ明記する。なお、合意書においては、市長が指定管理者から当該報告を受けた場合は、警察へ被害届けを提出するよう指導するとともに、愛知県警察本部長に指導を行った旨を通知することとしている。

（13）暴力団の施設利用における措置

暴力団の排除措置を講ずる公の施設について、暴力団の利益となる活動と認められる施設利用の排除を徹底するため、以下の事項に留意するものとする。

ア 愛知県警察本部長との合意書

本市では、公の施設における暴力団の利益活動の排除に向け、「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 30 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）において、愛知県警察本部の協力を得て対処することとしている。

イ 事務処理マニュアル

上記（13）アの合意書に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、「名古屋市暴力団排除条例」（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとし、具体的には、暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、市の施設所管課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会する。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行う。以上のことを募集要項及び協定書に明記するとともに、協定書に「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」を添付するものとする。

6 参考（指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱い）

指定管理者に対する事業所税の資産割については、以下の（１）及び（２）による事業主体の判断を踏まえて課税される。また、従業者割については、以下の（１）及び（２）に関わらず、指定管理者が事業主体とみなされ、課税される。

（１）利用料金制を導入していない施設

施設の使用料収入は市に帰属するため、事業主体は市であるとみなされ、事業所税は非課税とされる。

（２）利用料金制を導入している施設

指定管理者が施設の利用料金を定め、自らの収入として帰属させることができることから、当該指定管理者が事業主体であるとみなされ、当該指定管理者に対して事業所税が課税される。

ただし、市から指定管理料の交付を受けている場合は、主として利用料金により収受すると見込まれる収入により施設の管理運営を行うと認められるような場合に限り、指定管理者が事業主体であるとみなされる。

「主として」とは、施設に係る収支計画における支出総額（事業所税に係る金額を除く。）に対する利用料金収入の比率が５割を超える場合とされている。

（附 則）

- 1 この指針を教育委員会が所管する施設について適用する場合は、「市」又は「市長」を、適宜、「教育委員会」に読み替えるものとする。
- 2 この指針における「団体」は、複数の団体により構成されるグループも含まれるものとする。ただし、5(5)ウ※7(2)及びオ①において表記される「団体」は、単独の団体を表す。
- 3 平成31年4月1日の改定内容は、必要に応じて、平成31年度より前に選定を行った施設についても、指定管理者の承諾を得た上で、順次、協定書等に反映させていくこととする。

(資料編) 指定管理者制度に関する法律・通知等・条例 (目次)

1 法 律

地方自治法 (抄)	・・・ 5 1
-----------	---------

2 通知等

【平成 15 年度】

総務省／地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)	・・・ 5 3
総務省／地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について (通知)	・・・ 5 6
厚生労働省／社会福祉施設における指定管理者制度の活用について	・・・ 5 7

国土交通省／指定管理者制度による都市公園の管理について	・・・ 5 8
-----------------------------	---------

厚生労働省／地方自治法に基づく指定管理者制度の活用の際しての留意事項 について (通知)	・・・ 6 0
---	---------

国土交通省／指定管理者制度による河川の管理について	・・・ 6 2
---------------------------	---------

国土交通省／指定管理者制度による港湾施設の管理について	・・・ 6 3
-----------------------------	---------

国土交通省／指定管理者制度による下水道の管理について	・・・ 6 4
----------------------------	---------

国土交通省／指定管理者制度による道路の管理について	・・・ 6 7
---------------------------	---------

国土交通省／公営住宅の管理と指定管理者制度について (通知)	・・・ 6 8
--------------------------------	---------

【平成 16 年度】

厚生労働省／地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について (通知)	・・・ 7 0
------------------------------------	---------

総務省／地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について	・・・ 7 1
---------------------------------------	---------

【平成 17 年度】

総務省／地方公共団体における P F I 事業について	・・・ 7 2
-----------------------------	---------

総務省／指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて	・・・ 7 4
-------------------------------	---------

【平成 18 年度】

総務省／指定管理者制度の運用について (通知)	・・・ 7 5
-------------------------	---------

【平成 20 年度】

総務省／平成 20 年度地方財政の運営について	・・・ 7 6
-------------------------	---------

総務省／指定管理者制度の運用上の留意事項	・・・ 7 8
----------------------	---------

【平成 22 年度】

総務省／指定管理者制度の運用について	・・・ 7 9
--------------------	---------

【平成 29 年度】

総務省／大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度 の運用について (通知)	・・・ 8 1
--	---------

総務省／指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について（通知）・・・ 84

3 条 例

名古屋市指定管理者選定委員会条例・・・ 86

1 法 律

【地方自治法（抄）】

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第 138 条の 4 第 1 項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第 1 項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第 1 項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

2 通知等

総 行 行 第 8 7 号

平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること（第244条の2第3項関係）。
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理

経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

総 行 行 第 1 1 3 号
平成15年8月29日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第111号。以下「改正規則」という。）は、平成15年8月29日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成15年9月2日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第199条第7項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行なわれるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされますようお願いします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行なったものであること。（令第173条の3、則第17条、改正令附則第9条関係）

（以下、略）

雇児総発第 0829001 号
社援保発第 0829001 号
障企発第 0829002 号
老計発第 0829002 号
平成 15 年 8 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局計画課長

社会福祉施設における指定管理者制度の活用について

今般、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 15 年政令第 374 号）が公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）は 9 月 2 日より施行されることとなったところであるが、同法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容について、別添「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）のとおり、総務省自治行政局長より通知が発出されているので、御留意願いたい。

また、これに伴って、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームや児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所などの社会福祉施設であって、地方公共団体が設置するものについても、個別法による制約のない範囲において指定管理者制度を活用してその管理を指定管理者に行わせることができることとなったので、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、本通知の発出については、総務省自治行政局とも協議済みである旨、申し添える。

各都道府県・政令指定都市 都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長

指定管理者制度による都市公園の管理について

本年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県・政令指定都市においては、指定管理者制度による都市公園の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知願います。

（本件は総務省自治行政局と協議済みであるので、念のため申し添えます。）

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第5条第2項の許可を要することなく、都市公園全体又は区域の一部（園路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。以下「一定規模の区域」という。）の管理を行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる管理の範囲は、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（行為の許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為（自らの収入としない利用料金の収受、清掃、巡回等）等）であること。
3. 指定管理者に行わせる管理の範囲については、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内で、都市公園条例において明確に定めること。
この際、行為の許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行うこと。
4. 都市公園全体又は一定規模の区域について、公園管理者以外の者に事実行為として整備を行わせた場合において、当該者に対し事実行為に係る事務を行わせることにより管理を行わせることができるほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度により管理を行わせることもできること。例えば、PFI 事業者に対し、同事業者が事実行為としてPFI 事業により整備した公園の一定規模の区域を指定管理者制度により管理を行わせることができること。

5. なお、従前の通り、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者が、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設置管理することが不適當又は困難であると認められる場合については、都市公園法第5条第2項の許可をすることにより公園管理者以外の者に設置管理させることが可能であること。この場合、公園管理者以外の者は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者になることなく、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園施設の設置管理を行うことができることから、指定管理者制度に係る条例に基づくことなく、自らの収入として料金収受すること等ができること。

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用にあたっての留意事項について
(通知)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布され、本年 9 月 2 日より施行されることとなったところである。

これに伴い、改正前の地方自治法に基づく「管理委託制度」が、改正法の施行後は「指定管理者制度」に改められ（詳細は、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号総務省自治行政局長通知）の第 2 参照）、地方公共団体が開設する病院等についても、当該地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、その管理を代行することができることとなる。

指定管理者制度に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の留意事項については下記のとおりであるので、貴職におかれてはその趣旨を十分に御理解いただくとともに、管下市町村にも周知徹底していただくようお願いしたい。

なお、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局地域企業経営企画室とも協議済みであるので、念のため申し添える。

記

1. 地方自治法に基づき指定管理者に病院等の管理を行わせる場合の病院等の開設者について

地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治法の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とすること。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- ・ 診療科名
- ・ 病床数及び病床区分
- ・ 地方公共団体が関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）

- ・ 医療事故の場合の責任の所在
- ・ その他病院等の管理運営に関する重要事項

2. 指定管理者とすることができる者の範囲について

改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

国 河 政 第 1 1 5 号
国 河 環 第 1 3 5 号
国 河 沼 第 2 3 2 号
平成 1 6 年 3 月 2 6 日

(指定都市各通)

河 川 局 水 政 課 長
河 川 局 河 川 環 境 課 長
河 川 局 治 水 課 長

指定管理者制度による河川の管理について

平成 1 5 年 9 月 2 日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 1 5 年法律第 8 1 号)において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による河川の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、今回の通達により、河川管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、この河川管理に係る指定管理者制度は、平成 1 6 年 2 月 2 7 日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、従来、管理委託制度により行っていた河川管理に係る事務について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能になったこと。
2. 指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(①河川の清掃、②河川の除草、③軽微な補修(階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。)、④ダム資料館等の管理・運営等)であること。
3. 指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めること。

(各都道府県（港湾担当部長）あて)

国土交通省港湾局管理課長

指定管理者制度による港湾施設の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県においては、指定管理者制度による港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に掲げる港湾施設をいう。以下同じ。）の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、責職よりこの旨周知方お願いいたします。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務を行わせることができたとされました。
2. 指定管理者が行うことができる業務の範囲は、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務で、使用料の強制徴収（法第231条の3）、不服申立てに対する決定（法第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（法第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができるもの以外の事務（使用許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為（自らの収入としない利用料金の収受、清掃、保守点検、植栽等）等）です。
3. 指定管理者に行わせる業務の範囲については、法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各都道府県の条例において明確に定める必要があります。

この際、港湾施設の使用許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行う必要があります。

各都道府県下水道担当部長 殿

各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局

下水道部下水道企画課長

指定管理者制度による下水道の管理について

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたところである。

各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による公共下水道等の管理について、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知をされたい。

記

1 指定管理者制度の趣旨

従来、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた（管理委託制度）。

今般、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった（指定管理者制度）ものである。

2 下水道における指定管理者制度の適用

（1）地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法との関係

地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法は、一般法と特別法の関係にあるため、個別の公物について地方自治法の指定管理者制度が適用されるか否かは、個別法の規定の解釈によるものである。

なお、地方自治法の解釈として、指定管理者制度は、事実行為のみにも適用可能であるが、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等の法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は指定管理者に行わせることはできないこととされている。

(2) 下水道における指定管理者制度の適用

(1) を踏まえ、下水道における指定管理者制度の適用については、以下のとおりとする。

下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管渠の保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等の事実行為については、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることも可能である。

一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できないので十分留意すること。

3 下水道において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条の2第4項）ので、下水道において指定管理者制度を適用する場合には、具体的に以下の事項を定めることが適当である。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるので、申請の方法として業務実施計画書を提出させること等を定めるとともに、選定基準として、以下の事項等を定めること。

- ・施設の維持管理を効率的に行うことができる専門的知識及び技術的な能力に加え、維持管理を安定的に継続して行う財産的基盤を有していること。
- ・指定管理者に管理を行わせることにより、施設の効用を最大限に発揮することが可能になるとともに施設の維持管理経費の縮減が図られること。など

② 管理の基準

下水道として適切な維持管理を確保する上で必要となる事項として、放流水の水質や汚泥の含水率、施設の機能確保等について、管理を行わせようとする下水道施設などの実情を踏まえて定めること。

③ 業務の範囲

2(2) を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う業務の具体的な範囲を定めること。

この場合、清掃、警備等の個々の具体的な業務の一部を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであることを担保すること。

(2) 指定管理者の指定

① 指定管理者の指定にあたっては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について議会の議決を経ることとされている（地方自治法第244条の2第6項）。

② 指定管理者の指定に際しては、施設の諸元、流入水の水質等の当該施設の特性のほか、下水道の維持管理に関する専門的な知識及び技術的な能力、財産的基盤等の応募条件を記載した募集要項等を事前に公表するなど広く民間事業者が参加できるように配慮すること。

- ③ 条例制定、選定等の手続き、議会の議決、協定の締結、事務引継等の期間を考慮して計画的に事務手続を進め、指定管理者が業務を円滑に開始できるように必要な措置を講ずること。
- ④ 指定管理者に支出する委託費の額等条例で定める項目以外の細目的事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協定等の中で明らかにしておくこと。

(3) 指定管理者に対する監督等

地方公共団体は、指定管理者からの事業報告書の提出(地方自治法第244条の2第7項)、指定管理者に対する当該管理の業務又は経理の状況に関する報告、実地調査又は必要な指示ができるほか、地方公共団体は、指定管理者が上記指示に従わない場合等においては、指定の取消し又は業務の停止命令を行うことができる(地方自治法第244条の2第10項及び第11項)ので、適宜必要な措置を講ずること。

4 下水道管理者として適切な管理を確保するための留意事項

- ① 下水道管理者として、指定管理者への指示、監督等の施設の適切な管理を確保するための必要な措置が行えるよう十分な体制が整備できていること。特に、異常時、緊急時において下水道管理者として行うべき権限、事務を適切に行使するとともに、指定管理者への指示などを的確に行うための必要な体制が整備できていること。
 - ② 従来の管理委託制度、民間業者への業務委託と同様に、指定管理者に管理を行わせる場合においても、下水道管理者には下水道法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存することはもちろん、国家賠償法における公の営造物の設置管理瑕疵に基づく損害賠償責任等の対外的な法的責任を負うこと。
 - ③ 指定管理者制度による下水処理場等の維持管理の委託を包括的民間委託で実施する場合においては、別途通知する「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(平成16年3月30日 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知)を参考にする
- こと。

5 その他

(1) 経過措置

管理委託制度を適用している施設について、同制度に替えて引続き指定管理者制度を適用する場合には、平成15年9月2日(改正地方自治法の施行日)から起算して3年以内に、当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を適用するための本通知に基づく手続を行う必要があること。

(2) その他

平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3(1)地域主導による資源の有効活用 ③アウトソーシングの促進』において「地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点」から本制度を活用できることとされているので参考にされたい。

国 道 政 第 9 2 号
国道国防第 4 3 3 号
国 道 地 調 第 9 号
平成 1 6 年 3 月 3 1 日

(指定都市各通)

道 路 局 路 政 課 長
道路局国道・防災課長
道路局地方道・環境課長

指定管理者制度による道路の管理について

平成 1 5 年 9 月 2 日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 1 5 年法律第 8 1 号)において指定管理者制度が創設されたところですが、各都道府県、政令指定都市におかれましては、指定管理者制度による道路の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、今回の通知により、道路管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たにお示したところですが、この制度は、地域再生プログラムの一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等)であって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

公営住宅の管理と指定管理者制度について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)は、平成15年6月13日に公布、同年9月2日から施行されており、これにより、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度（改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく管理を委託するものをいう。以下同じ。）に代わり「指定管理者制度」が創設されたところである。

公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)は公の施設に該当するものであり、公営住宅の管理についても、管理委託制度により管理を委託することが可能であることから、公営住宅の管理と指定管理者制度との関係について、下記のとおり通知するので参考にされたい。

また、貴管内の事業主体(公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)に対しても、この旨周知されるように願います。

記

1 指定管理者制度の適用

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査など及び修繕、清掃等の事実行為について管理委託制度により地方公共団体が出資している法人等に委託している実態が多いところである。

指定管理者制度は、管理委託制度では受託者となれなかった民間事業者を含む法人その他の団体についても、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、公の施設の管理を行うことができるものである。

公営住宅の管理の委任については、下記3の入居者のプライバシー保護に十分配慮したうえ、指定管理者制度に基づき行うことができることとなっている。なお、指定管理者制度については平成18年9月が移行のための猶予期限となっているところである。

2 委任の範囲

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点からの行政主体としての判断が必要である。このため、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは適當ではない。したがって、公営住宅の管理について指定管理者が行うことができる事務の範囲は、従前の管理委託制度により受託者が行うことのできるものと同じものである。

なお、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として収受（指定管理者自らの収入として受入れることをいう。）させることができることとなっている。公営住宅の場合、その利用料金である家賃及び敷金等の決定や減免等は公営住宅制度の目的と密接不可分であることから、従来の管理委託制度のもとにおいても家賃等は事業主体自らの収入として収受していたところである。したがって、指定管理者制度に移行した後も指定管理者の収入として収受させることは適切ではない。ただし、家賃の徴収等の事務のみを委任することや駐車場等共同施設の使用料を収受させることについては差し支えないものである。

3 入居者のプライバシー保護について

公営住宅の管理に当たっては、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠である。

入居者のプライバシー保護については、個人情報保護条例、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例において指定管理者に対して入居者のプライバシー保護を義務付けるとともに事業主体と指定管理者との間で締結する契約に個人情報の保護に関して必要な事項を盛り込むことを規定する必要がある。この場合においては、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。また、個人情報保護条例が制定されていない場合又は個人情報保護条例に罰則を設けない場合には、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例を定める際に違反に対する罰則規定を設けることが必要である。

さらに、指定管理者制度により公営住宅の管理を行う場合の具体的なプライバシー保護対策として少なくとも次のような措置を講ずるべきである。

- ① 電算システムで個人情報を取扱う場合は、事業主体のホストコンピューターと指定管理者の端末は専用回線とするなど外部からのアクセスが不可能となるようなセキュリティ対策を行うこと。
- ② 電算システムで個人情報を取扱う者は、電算システムの管理者からユーザーID、パスワードの指定を受けた者とするとともにその人数も極力限定すること。
- ③ 指定管理者は、個人情報を取扱う者に対して、第三者から個人情報を求められた場合の対応について研修等を行うことにより、入居者のプライバシー保護の重要性を認識させ、第三者への対応が的確に行えるように努めること。
- ④ 電算システムにデータ入力すること等個人情報を取扱う業務を指定管理者がさらに第三者へ委託するような場合には、氏名、住所等の情報の取扱いについては、あらかじめ個人を特定できないように処理するなど特段の配慮をすること。

4 その他

なお、平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3（1）地域主導による資源の有効利用 ③アウトソーシングの促進』において、本制度を活用できるとされているので参考にされたい。

健総発第0521001号

平成16年5月21日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布され、同年9月2日より施行されたところであり、改正法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容については、別添1（改正後の地方自治法）及び別添2「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）のとおりである。

また、平成16年2月27日に開催された地域再生本部において、「地域再生推進のためのプログラム」が決定され、その中で、公共施設において積極的に指定管理者制度を活用することとされたところである（別添3参照）。

健康局所管の施設のうち、本制度の対象としては、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に定める市町村保健センター、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に定める水道施設、「農山村保健対策の推進について」（昭和59年1月14日衛発第23号公衆衛生局長通知）に基づく農村健診センター、「健康科学センターの整備について」（平成7年8月8日健医発第1011号保健医療局長通知）に基づく健康科学センター及び「難病特別対策事業について」（平成10年4月9日健医発第635号保健医療局長通知）に基づく難病相談・支援センターが挙げられるので、御了知の上、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、保健所については、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当しないため、本制度の対象とならないので、ご留意願いたい。

追って、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局公営企業課とも協議済みであるので、念のため申し添える。

各都道府県知事

殿

各政令指定都市長

総 務 事 務 次 官

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところであります。

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところではありますが、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要であります。

このため、今般、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

(以下、指定管理者制度関連部分を抜粋)

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(2) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。
- ② 特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。
- ③ 管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。
- ④ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

自治画第67号
平成12年3月29日
(平成17年10月3日一部改正)

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

自治事務次官

地方公共団体におけるPFI事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第4条第1項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1～5（略）

第6 公の施設関係

- 1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第244条の2第1項及び第2項）
- 3 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、PFI事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数のものをPFI事業として行わせることも可能であること。その場合にあっては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）

①下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

②管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

④当該施設運営に係るソフト面の企画

5 PFI事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第244条の2第4項）、指定の期間（同条第5項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）について、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるPFI事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（PFI法第9条の2）

第7（略）

平成17年11月14日

各 道 府 県 総 務 部 長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに導入され、平成18年9月までの間に全ての公の施設について、各地方公共団体は自らが直接管理を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定することとされています。

これに伴い、指定管理者制度が導入された公の施設における事業所税の事業主体の判定については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので、管内関係市に対しこの旨周知願います。

記

- 1 これまで委託事業については、様々な委託形態が存在するため、一般的に事業主体（納税義務者）の判定にあたり、施設の利用、施設の管理及び収益の帰属等を総合的に勘案することとされてきたところであるが、指定管理者制度においては、施設の利用及び施設の管理については指定管理者が行うため、実質的な判定は、収益の帰属（地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制の導入の有無）によることとなる。
- 2 利用料金制が導入されている指定管理者は、地方公共団体による利用料金の承認が必要になる等の一定の制約を受けるものではあるが、条例に基づいて経営の根幹である利用料金の決定を第一義的に行うことができ、また、利用料金を自らの収入として帰属させることができるため、この場合の指定管理者は、公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうる。
- 3 ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。
- 4 なお、地方公共団体と指定管理者との間で、公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体へ返還し、かつ、生じた損失の全てを地方公共団体が補てんするような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないような場合には、事業主体は地方公共団体となるものである。

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自ら直接管理を行うか、指定管理者による管理を行なうかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続きが求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行なうこと等に努めること。

各都道府県知事殿

総務事務次官

平成 2 0 年度地方財政の運営について

平成 2 0 年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成 2 0 年度地方財政計画」（平成 2 0 年 1 月 2 5 日閣議決定、別紙 1 及び別紙 2）及び「平成 2 0 年度地方債計画」（平成 2 0 年総務省告示第 2 6 6 号及び第 2 9 4 号、別紙 3）を策定し、また、第 1 6 9 回国会において 4 月 3 0 日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 2 0 年法律第 2 1 号）、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 2 0 年法律第 2 2 号）及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平成 2 0 年法律第 2 5 号）が成立したところです。うち前二法については、同日に公布、施行され、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 2 0 年 4 月 3 0 日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 2 0 年 4 月 3 0 日付け総務事務次官通知）により通知したところです。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行されます。

平成 2 0 年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成 8 年度以降 1 3 年連続して、「地方交付税法」（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成 2 0 年度末においては、地方債（普通会計債）残高が 1 3 7 兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は 1 9 7 兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、持続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳入歳入一体改革に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成 2 0 年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

（以下、指定管理者制度関連部分を抜粋）

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

（8）指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

指定管理者制度の運用上の留意事項

○指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・ 指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・ 複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員会のあり方（選定の基準等）について説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・ 情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか

○指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・ 評価項目、配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・ 評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・ 評価結果についての必要な情報公開がされているか

○指定管理者との協定に関する留意事項

- ・ 施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・ 損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・ 指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・ 修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・ 自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

○委託料等の支出に関する留意事項

- ・ 指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているか
- ・ 地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・ 委託料の支出にあたり選定の基準（人的・物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか
- ・ 利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかどうかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者
制度の運用について（通知）

平成 28 年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成 28 年 12 月 20 日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」がとりまとめられ、平成 29 年 4 月 11 日開催の第 37 回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。

ついては、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく申し上げます。

記

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

（1）指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体

（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

（２）指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

（３）指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

（４）避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

（５）避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報等の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

（１）費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象

事項等)をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないよう、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1 及び 2 については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

総 行 経 第 1 1 6 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

各都道府県総務担当部長 殿
(市区町村担当課、指定管理担当課扱い)
各指定都市総務担当局長 殿
(指定管理担当課扱い)

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長

指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の
指定管理者に行わせることができる業務について (通知)

地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条 2 号の公営住宅をいう。以下同じ。）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下、「独自住宅」という。）については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づかずに設置し、公営住宅（公営住宅法 2 条 2 号）と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅（以下「独自住宅」という。）の管理については、指定管理者制度（地方自治法 244 条の 2）に基づき公営住宅法第 3 章の規定による管理業務（入居者決定（同法 25 条）、明渡請求（同法 29 条及び 32 条）及び収入状況の調査（同法 34 条）を含む。）と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。」とされました。

これを踏まえ、独自住宅の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に行わせる場合に、当該指定管理者に行わせることができる業務について通知します。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対し、本通知について周知願います。

また、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

なお、本通知の内容については、法務省民事局及び国土交通省住宅局と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

第一 独自住宅における指定管理者制度の活用について

独自住宅については、地方公共団体が、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を定めて公営住宅と同様の趣旨・目的において管理を行っているものと考えられますが、その管理については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、条例で定めるところにより、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限を除き、使用許可等の権限の行使を指定管理者に行わせることができます。

第二 指定管理者に行わせることができる独自住宅の管理業務の範囲について

第一のとおり、独自住宅の管理については、条例に定めるところにより、公営住宅法第 3 章の規定による管理業務（入居者決定（公営住宅法第 25 条）、明渡請求（公営住宅法第 29 条及び第 32 条）及び収入状況の調査（公営住宅法第 34 条）を含む。）と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能ですが、以下の点に留意する必要があります。

（１）高額所得者に対する明渡しの請求について

公営住宅については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借地借家法に優先して適用されるものと解されています。そして、高額所得者に対する明渡請求（公営住宅法第 29 条）は、公営住宅法第 1 条所定の目的のため建設、賃貸、管理されている公営住宅の趣旨、性格から特別に定められた事業主体からの使用関係解消（解約）に基づくものであって、その要件も公営住宅法に明確に定められており、同法上正当事由を要件としていないことは明らかであるため、借地借家法第 28 条に規定する正当事由を具備する必要はないと解されます。

このような公営住宅法の規律に鑑みれば、独自住宅についても、その設置及び管理に関する条例において、当該住宅が公営住宅と同様の趣旨・目的において管理が行われることを明らかにし、かつ、公営住宅法第 29 条の規定に相当する高額所得者に対する明渡請求の要件に関する規定を設けた上で、当該明渡請求に係る事務を指定管理者に行わせることは差し支えないと解されます。

（２）収入状況の調査について

独自住宅については、その設置及び管理に関する条例において、公営住宅法第 34 条の規定に相当する収入状況の報告の請求等の規定を設けた上で、当該収入状況の報告の請求等に係る事務を指定管理者に行わせることは差し支えないと解されます。

なお、当該報告の請求等によって知り得た個人情報については、その取扱いについて十分留意し、指定管理者に管理を行わせる際には、地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の条例において「管理の基準」として個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずる必要があります。また、指定管理者選定の際に情報管理体制チェックを行うこと等により、個人情報が適切に保

護されるよう配慮願います。

3 条 例

【名古屋市指定管理者選定委員会条例】

(設置)

第1条 本市に市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関として、別表の左欄に掲げる名古屋市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、別表の左欄に掲げる委員会の区分に従い、同表の中欄に掲げる市長等の諮問に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる公の施設（同表の左欄に掲げる委員会の区分に従い、同表の右欄に掲げる局の所管に係る公の施設に限る。以下同じ。）に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を当該市長等に答申する。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の公の施設が密接に関連するため同一の指定管理者に一体的に管理させる場合であつて、当該2以上の公の施設を所管する別表の右欄に掲げる局が異なるときは、市長等は、同表の左欄に掲げる委員会の区分に従い、諮問すべき委員会をいずれかに決定し、一体的に諮問することができる。

(組織)

第3条 委員会は、それぞれ委員40人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、民間経営若しくは公の施設の管理若しくは事業について識見のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、民間経営若しくは公の施設の管理若しくは事業について識見のある者又は関係行政機関の職員のうちから、調査審議事項を明示して市長等が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会にそれぞれ会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ委員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 第6条第2項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第6条第2項及び前条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、別表の左欄に掲げる委員会の区分に従い、同表の右欄に掲げる局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表

委員会の区分	市長等	局
名古屋市防災危機管理局指定管理者選定委員会	市長	防災危機管理局
名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会	市長	スポーツ市民局
名古屋市経済局指定管理者選定委員会	市長	経済局
名古屋市観光文化交流局指定管理者選定委員会	市長	観光文化交流局
名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会	市長	健康福祉局
名古屋市子ども青少年局指定管理者選定委員会	市長	子ども青少年局
名古屋市住宅都市局指定管理者選定委員会	市長	住宅都市局
名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会	市長	緑政土木局
名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会	教育委員会	教育委員会事務局

— この指針に関する問合せ先 —

名古屋市総務局行政改革推進課

電 話： 052-972-2181

ファックス： 052-972-4109

電子メール： a2180@somu.city.nagoya.lg.jp